

広島教総学第66号
令和5年10月11日

広島市立学校通学区域審議会委員長 様

広島市教育委員会



広島市立小学校の廃止に伴う通学区域の設定について（諮問）

このことについて、下記のとおり改廃を行いたいので、広島市立学校通学区域審議会規則（昭和40年広島市教育委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、諮問します。

記

1 小学校の通学区域の廃止及び改正について

区分	学校名	通学区域	位置
現行	湯来東小学校	佐伯区の湯来町大字下、湯来町大字麦谷、湯来町大字和田	佐伯区湯来町大字麦谷 1803番地の1
	湯来西小学校 (廃止)	佐伯区の湯来町大字菅沢、湯来町大字多田	佐伯区湯来町大字多田 2416番地
統合後	湯来東小学校 (改正)	佐伯区の湯来町大字下、湯来町大字麦谷、湯来町大字和田、湯来町大字菅沢、湯来町大字多田	佐伯区湯来町大字麦谷 1803番地の1

（説明）

令和6年4月1日廃止予定の湯来西小学校の通学区域を、統合予定の湯来東小学校の通学区域に含めようとするものである。